

平成31年第1回教育委員会 定例会議事録

平成31年1月11日

東久留米市教育委員会

平成31年第1回教育委員会定例会

平成31年1月11日（金）午前10時01分開会
市役所7階 704会議室

- 議題 (1) 議案第1号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
(2) 議案第2号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について
(3) 諸報告
①平成30年第4回市議会定例会について
②「東久留米市第2次教育振興基本計画（改定案）」に対するパブリック・コメント（実施結果）について
③その他
-

出席者（4人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

欠席者（1人）

委 員	細 田 初 雄
-----	---------

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	森 田 吉 輝
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 3人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時01分)

- 園田教育長 これより平成31年第1回教育委員会定例会を開会します。本日は細田委員がご欠席ですが定足数を満たしていますので、会議は成立しています。
-

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。
○尾関教育委員 はい。
-

◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせをします。お配りしている資料ですが、ご入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 議事に入ります。日程第1「議案第1号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第1号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成31年1月11日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、教育委員会各所管の分掌事務等を改める必要があるためです。詳しくは教育総務課長から説明します。
- 小堀教育総務課長 「教育委員会事務決裁規程」は市長部局に倣(なら)い、教育委員会各課が行う分掌事務を詳細に規定しているものです。市長部局と大きく異なっているのは、「教育委員会の決定・承認が必要な事務」と「教育長に委任されている事務」の二つに分かれていることです。前者の事務については地方教育行政の組織及び運営に関する法律により規定されており、例としては、議案として付議している計画や方針の決定、規則や規程の改正、学校長及び副校長の異動の内申等があります。今回の改正に関わるものは後者の「教育長に委任されている事務」になります。「教育長に委任されている事務(教育長の権限に属する事務)」は、例年、法律の改正や国、都及び市の計画及び方針等の改正を受け、おおむね年度末に見直しをかけています。数課にまたがっていますので幾つかの例をもとに説明します。2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。下線部分が変更箇所になります。全体としてはこの二つの区分がより明確になるよう、見出しに当たる部分を整えています。1ページでは教育総務課が所管します「部庶務担当課分掌事務」のうち、既に庶務担当課の事務ではなくなっていることにより削除する事務が2項目、3ページ上段の学務課保健給食係が所管します「日本体育学校健康センター」の名称が「日本スポーツ振興センター」に改まっていたことにより改めるもの、その下、中段以降の「指導室特別支援教育係」の所管事務のうち幾つかの名称を改めるもの、4ページの生涯学習課生涯学習係の所管事務である

「放課後子供教室」について事務決裁規程に記載がなかったため、ここで新たに加えるもの、最後に、文化財係の決裁区分についてはこれまでは全て教育長決裁としていましたが、文化財資料の内容に合わせ「重要なもの」は教育長、簡易なものは教育部長決裁と改めるものです。なお、文化財係の分掌事務を規定していたところに表記の誤りがありましたので報告します。新旧対照表の左側の表のうち、項番17「重要なもの」と表記すべきを「重要なもの」と表記されていますので、「に」を「な」を読み替えていただきますようお願いいたします。

○園田教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

よろしければ採決に入ります。「議案第1号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であります。よって、議案第1号は承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第2「議案第2号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第2号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成31年1月11日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、市立小・中学校文書保存年限等を改める必要があるためです。詳しくは教育総務課長から説明します。

○小堀教育総務課長 「小・中学校文書管理規程」は小・中学校の文書事務処理の標準化及び合理化を図り、文書の管理を適正かつ迅速に行うことを目的に必要な事項を規定しています。特に、文書の分類保存年限については、具体的に別表に記載することで学校間での差異が起らないようにしています。別表を2枚おめくりいただくと新旧対照表があります。今年度から、市長部局及び教育委員会事務局において備品管理システムが導入されたことに伴い、東久留米市物品管理規則が改正されたことを理由に、小分類、小分類名及び細項目（文書名）を物品管理規則の改正内容に沿うように変更することが主な内容です。細かな説明は割愛しますが、これに合わせて現行の運用や使用している表現に合わせるための文言整理もしています。

○園田教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。

よろしければ採決に入ります。「議案第2号 東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であります。よって、議案第2号は承認することに決しました。

◎諸報告

○園田教育長 日程第3、諸報告に入ります。「①平成30年第4回市議会定例会について」の説明をお願いします。

○森山教育部長 平成30年第4回市議会定例会は、12月5日から12月26日まで22日間の会期で開会されました。その一部については12月21日の第8回教育委員会臨時会で報告していますので、本日はそれ以降の審議等で教育委員会に関係する内容について説明し

ます。資料は会議結果一覧表を用意しています。

請願については教育委員会関係では2件の請願が、総務文教委員会で付託され、審議されました。先ず「30請願第33号 市民がより必要とする図書館となるよう市が取り組むことを求める請願」は、1として、市民のまちづくりを支援し、課題解決に役立つ図書館資料の充実を殊に東久留米市の歴史や文化に関する資料の収集と保存を求めるもの。2として、子どもの読書活動の中軸として、図書館のみならず学校や地域での読書活動を一層支援していくことを求めるもの。3として、市民が出会い交流することにより、市民の幅広い知の集積と活動としての文化拠点となり得るよう、市民と行政の協働のためのコーディネートを求めるもの。4として、1～3を実現させるために、資料に対する専門的な知識とスキルを持つばかりでなく、地域に通じ、市民をつなぐ役割を果たすことのできる司書職員を配置することを求めるものです。この請願に対しましては、よりよい図書館を目指していく趣旨には賛同するが、司書専門職の配置については難しさがあるとのことご意見。図書館行政は自治体の情報、文化、知識を入手する上での市民の土台となる請願内容はもったもであり、一層の充実に向けて努力されたいとのことご意見。請願項目の大半は新たな運営方針として取り組んでいくと決定している内容である。また、新たに司書専門職の配置を求めている部分に賛同できないなどのご意見が交わされ、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものとされ、議会最終日の本会議では賛成少数で不採択となりました。次に「30請願第35号 中学校給食の実施を求める請願」ですが、東久留米市の中学校において、どの子にも責任をもって学校給食を提供することを求めるものです。同じメニューを全員で食べるという学校給食の意義もある。スクールランチ方式を変更している市もある中、14年間の振り返りをし、請願趣旨に沿った中学校給食を実施してほしいとのことご意見があり、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものとされ、議会最終日の本会議では、賛成少数で不採択となりました。その他の議案、請願、意見書案などの結果については後ほど資料をご確認いただきたいと存じます。

会議結果は以上ですが、議会最終日の本会議において日程に教育長報告が追加され、12月21日の第8回教育委員会臨時会において承認されました「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画」について、教育長から報告を行いました。

○園田教育長 説明が終わりました。これについて、ご意見、ご質問ありますか。

よろしければ、続いて「②「東久留米市第2次教育振興基本計画（改定案）」に対するパブリック・コメント（実施結果）について」の説明をお願いします。

○小堀教育総務課長 本件については、12月21日開催の平成30年第8回臨時会で、いただいたご意見を紹介していますが、これに対する市教育委員会の考え方を取りまとめたので報告するものです。説明は項目ごとに所管する担当課から行わせていただきます。

○荒井統括指導主事 1番の①「I 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～」について、いじめ問題に対するご意見に対して教育委員会の考え方を説明します。出されたご意見の国連勧告ですが、当時、49項目にわたる指摘があり、いじめ問題については「包括的な対策が必要である」という旨の指摘がありました。この指摘を受けて、国では「いじめ防止対策推進法」を制定し、東京都においてもいじめ対策に関する冊子を出しており、本市でもこちらのご意見にあるとおり、「東久留米市いじめ防止対策推進条例」が制定され、同年に「いじめ防止対策推進基本方針」を制定しています。「いじめ防止対策推進基本方針」については昨年度教育委員会でご検討いただき、改定を行ったところです。今回の回答としては、

「いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応については、引き続き、人権上の重大な課題として対策を進めていきます。」としました。これは包括的な対策として期待された法令や方針に基づいて、本市の教育振興基本計画にもありますが、着実にいじめ対策を進めていく必要があるという認識があることからこのような回答となりました。

続いて、「Ⅱ 確かな学力の育成～学力向上～」のうちの②学力テストを公表する件に対する回答です。学力テストについては、義務教育の目的のうちの学力面の達成状況を明らかにするため、これまでも国・都、市独自の学力調査の結果に基づき、基礎的な学力の定着状況と児童・生徒の学力の伸長の度合いを市全体及び学校ごとに公表しています。この公表は、「課題を明確にして、継続して児童・生徒の学力向上に取り組むという姿勢を明確にするとともに、保護者に対しての説明責任を果たすということや各学校がより『分かりやすい授業』『魅力的な授業づくり』につなげていく」といった意図から行っているものであることから、このような回答となりました。

裏面の③をご覧ください。同じく学力のところ、「学力向上は教員が授業にどう関わられるか、に懸っているように思います。」というご意見をいただいています。回答ですが、「教員は『分かりやすい授業』『魅力的な授業』の実践に向けて研修・研鑽を常に行う必要がある」という認識を教育委員会も持っている」としました。このことについては次のⅢの「信頼される学校づくり」において、教員の授業改善、指導力向上の推進についての項目を挙げていますので、今後も、こちらの同項の施策を着実に実施することでご意見に添えてまいりたいということで、このようにまとめています。

次に④の「信頼される学校づくり～教育環境の整備～」に関連しては、働き方改革にかかわる教育の労働時間の軽減についてご意見をいただいています。「東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画」の策定に当たっては、市立学校教職員を委員とする東久留米市学校教員の働き方改革検討委員会を立ち上げています。その中で、週当たりの在校時間の目指す目標値や具体的な取組内容、進捗状況の把握・検証方法について意見交換を行わせていただきました。その内容は教育長に報告書を提出しています。この報告書を受けて昨年の平成30年10月に、「東久留米市立学校教員の働き方改革実施計画」を策定しています。私ども教育委員会としましては、目指す目標値はライフ・ワーク・バランスのみに注目をしているわけではなく、3点の目標値を持っています。一つは、市立小・中学校教員の週当たりの在校時間を60時間以内とすること。一つは、週休日である土曜日、日曜日のどちらか一方は必ず休養できるようにすること。一つは、市立小・中学校教員のライフ・ワーク・バランスの満足度を今後調査し、年度ごとに改善させることで、その3点のいずれも達成できるように計画の推進を進めたいと考えています。

○佐藤図書館長 5点目の「生涯学習社会の構築～生涯学習～」のところですが、図書館については、「中央図書館を2年後に指定管理者制度にするのではなく、市直営で今までどおり運営してほしい」というご意見をいただいています。こちらについては、28年度末をもって市の正規司書職員が全員退職となった以降も、今後目指す図書館像を実現し、良好な図書館サービスを将来にわたり安定的に提供できるようにするために、民間の力を可能な限り活用していく必要があることなどから、教育委員会において、中央図書館と三つの地区館を一体に運営する指定管理者制度を導入する「今後の東久留米市立図書館の運営方針」を決定しています。今後においてもこの運営方針に沿って準備を進めてまいりたいという回答をして

います。

また、ご意見の中で、道徳教科書の採択に向けた展示を昨年の夏に行いましたが、展示場所が市役所と中央図書館の2カ所だけだったということで、それについてご要望をいただいたということです。しかし、地区館は指定管理者だから責任が持てないということで展示は見送られたというご指摘が記載されています。このことについてですが、道徳教科書の展示については、見本本の冊数が限られていることから市役所本庁舎及び中央図書館の2カ所で行ったもので、指定管理者が運営していることで展示ができないことはありません。こういったことについては誤解が生じることがないように、今後はより分かりやすい説明を心がけていきたいと考えています。

○小堀教育総務課長 最後に「その他」に分類しましたが、計画策定に当たっての市民意見聴取のあり方に関するご意見をいただいています。こういった場面ではパブリック・コメントだけではなく、市民との対話を設けることが必要であろうとのご意見であると認識していますが、今計画の策定に当たってはこのパブリック・コメントのほか、市民の皆様のご意見を直接伺うために教育関係団体や公募市民等を委員とする懇談会を設け、計画に反映させていただくなどしてきた経過がありました。このようなことを記載し回答としています。

各所管の説明は以上ですが、この実施結果は速やかに市ホームページに掲載していきたいと考えています。いただいたご意見はいずれも大変貴重なものであったと受けとめています。一方、改定案そのものの見直しが必要になるものではありませんでしたので、今後は各課において最終確認などを行いながら、次回の会議では「第2次教育振興基本計画」の策定を議案として提出したいと考えていますのでよろしくお願いします。

○園田教育長 説明が終わりました。このことに対して、ご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。ほかに事務局から何かありますか。

○森山教育部長 特にありません。

◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で平成31年第1回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時22分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成31年2月18日

教育長 園田 喜雄 (自署)

署名委員 尾関 謙一郎 (自署)